



# 勝山

★勝山漢字HP掲載中★

卒業するまでに、逆上がり、二重跳び50回以上、漢字は毎回100点をとれる子に

Tel:0867-44-3141 Fax:0867-44-3142 Mail:katsuyama\_es@maniwa.gse.okayama-c.ed.jp

小学校で大切なこと  
**学校が好き**  
**学び方がわかる**  
**人とうまく関われる**  
**コロナに勝つ!!**

## オンラインで1年生を迎える会



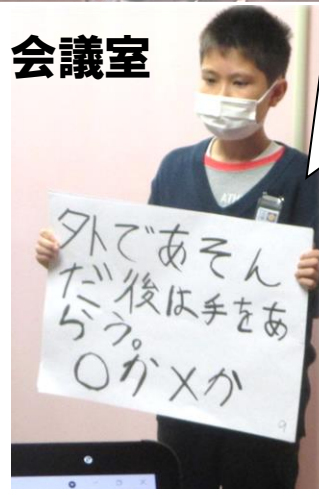
5月7日(金)の2限目。児童会主催の「1年生を迎える会」が行われました。昨年度はコロナ禍で、放送による会でしたが、今年度は時代に合わせオンラインでの実施でした。



1年生教室



会議室



児童会企画委員の小田くんは見えない1年生に会議室からクイズを届けます。「外で遊んだ後は手を洗う。〇か×か？」各教室ではリアルタイムの映像が映し出されます。上の画像はクイズに正解したときの1年生教室の様子です。本当はリアルが一番だけど使えるツールを増やしながら見えない相手を思いやってコミュニケーションすることも大切ですね。

### 6年生にメダルをかけてもらう1年生

#### 1ねんせいをおかえるかい

なまえ  
 こみこみ さら



たのしかったのは、みんなとつながること

1年生の廊下には、すでに1年生を迎える会の絵がはってありました。胸にメダルをかけた古南咲来さんの絵から1年生を迎える会がとても楽しい会だったことが伝わってきます。残念なことに私は1年生を迎える会に参加できていません。でも、企画段階から「校長先生、あいさつをお願いします」とわざわざ校長室まで要請に来るなど責任感をもって準備をしている6年生の姿が印象に残っています。役割感を持ちながら行事の企画やリードをする6年生に頼もしさを感じます。また、40人の1年生は個性的な子が多く、5分か10分程度のわずかな時間ですが、朝から元気いっぱい運動場で遊ぶ姿が印象的です。6年生が積極的に1年生の世話をし、良き手本を示し続ける。その姿を他学年もよく見ており、良い循環が生まれているせいでしょうか。5月10日(月)の児童朝礼は私が勝山小に来て最も良い集合の仕方ができました。坂江先生が「空気をつくる」という話をよくします。この日はまさにそれを実感できた日です。



## すべては

## 勝山 SSC (勝山小学校区地域学校協働本部) 会則

## 子どもたちのために

(名称と事務局) 第1条 本会は「勝山小学校区地域学校協働本部」と称し、事務局を勝山小学校内におく。

(目的) 第2条 勝山小学校区地域学校協働本部は、次のことを**目的**として活動する。

- ① 教員や大人が子どもと向き合う時間を拡充し、教育の更なる充実をはかる。
- ② 生涯学習による学習成果を学校支援の場に活かし、教育の更なる充実をはかる。
- ③ 地域の教育力を集結することにより、地域コミュニティの更なる活性化につなげる。

(方針) 第3条 本会は勝山小学校区のこども園児・小学生・中学生の健全な育成を本旨とするボランティア団体であり、いかなる政党や団体の支配・統制・干渉を受けないものとする。

(地域学校協働活動推進員の資格) 第4条 本会の目的を達成するために、行政・学校教育・PTA 活動・地域活動に精通し、教育の充実と地域コミュニティの構築に熱意を持つ者を地域学校協働活動推進員とする。

(地域学校協働活動推進員の任命) 第5条 校長がその資格があると認められる者を、地域学校協働活動推進員として推薦し、教育委員会が委嘱する。なお、地域学校協働活動推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし本会の目的から逸脱した活動を行っているとして認められた場合、会長は、辞任勧告を行うことができる。

(地域学校協働活動推進員の役割) 第6条 地域学校協働活動推進員は、学校や教員の教育指導方針に沿った支援が行えるように、学校と支援ボランティア間の連絡・調整をはかり、学校教育環境を整えることを役割とする。

(地域学校協働活動推進員への謝金) 第7条 地域学校協働活動推進員の謝金は、別途定める。

(学校支援ボランティア) 第8条 学校支援活動は、勝山小学校区学校支援ボランティアを募り行う。

2 勝山小学校区学校支援ボランティアは、次の者で構成される。

- ① 勝山小学校区 PTA 会員またはその親族
  - ② 勝山小学校区在住の有志
  - ③ 「①および②」からの紹介者
- 3 ボランティア活動を行う個人・団体は、勝山小学校区学校支援ボランティアとして登録しなければならない。
- 4 勝山小学校区学校支援ボランティアはボランティア保険に加入することとし、その経費は地域学校協働本部が負担する。
- 5 勝山小学校区学校支援ボランティアは、児童・生徒の個人情報に関する守秘義務を負う。

(勝山小学校区学校支援ボランティアへの謝金) 第9条 学校支援事業への**ボランティア活動は無償**とする。

(会則改正) 第10条 勝山小学校区地域学校協働本部の会則は、改正の必要が生じた場合は役員会の決議により改正することができる。

【付則】 この会則は、令和3年4月1日から施行する。 ※地域学校協働活動推進員＝コーディネーター



5月10日(月)。念願の勝山SSC(勝山地域学校協働本部)の発足式が行われました。コロナ禍ではありますが、今やらなければチャンスはないと考え開催しました。登録ボランティアのうち半数近い21名と真庭市教委、勝山小職員、その他、0歳児から92歳まで約40名の方々に集まっていたいただきました。皆様の自己紹介から人としての生きる姿勢や子どもたちへの深い愛情が伝わり充実した時間となりました。勝山は本当に素晴らしい!!

## すべては

## 勝山小学校区学校支援ボランティア団体規約

(目的) 第1条 勝山小学校区の学校支援ボランティア事業等に関わる会計処理を目的とする。

(名称) 第2条 名称は、「勝山小学校区学校支援ボランティア」とする。

(所在地) 第3条 所在地は、真庭市勝山本郷1801番地に置く。

(構成員) 第4条 構成員は、真庭市立勝山小学校区学校支援ボランティア及び教職員とする。

(役員) 第5条 次の役員を置く。 代表者 1名 (代表し、運営する。学校長とする。)

会計 1名 (真庭市教育委員会生涯学習課職員とする。)

(運営) 第6条 団体は、諸問題が発生した場合は、随時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

(管理) 第7条 会計が適正に管理を行い、年度末に代表者の査閲を受けるものとする。

(規約改正) 第8条 この規約は、役員会で改正することができる。

(設立年月日) 第9条 本会の設立年月日は、令和3年4月1日とする。

(規約施行日) 第10条 本会規約は、令和3年4月1日より施行する。

## 子どもたちのために

※今年度から正式にスタート